

東京大学柏地区安全衛生委員会規則

平成16年6月25日 制定

改正 平成18年4月14日

改正 平成20年4月17日

改正 平成22年5月20日

(設置)

第1条 東京大学柏地区事業場（以下「事業場」という。）に、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）第18条、労働安全衛生法施行令（昭和47年政令第318号）第9条に定める衛生委員会及び東京大学教職員の環境安全衛生管理規程（平成16年規則第10号）第11条（以下「関係法令等」という。）に定める委員会として、安全衛生委員会（以下「委員会」という。）を置く。

2 委員会の組織及び運営等については、前項の関係法令等に定めるもののほか、この規則の定めるところによる。

(目的)

第2条 委員会は、教職員及び学生等の環境安全衛生に係る事項について調査審議し、事業者に対して意見を述べることを目的とする。

(組織)

第3条 委員会は、委員長及び委員をもって組織する。

(委員長)

第4条 委員長は、事業場の長又はそれに準ずる者とする。

(委員)

第5条 委員は、次の各号に掲げる者のうちから事業場の長が指名する。

(1) 所属教職員のうちの衛生管理者

(2) 事業場又は所属部局担当の産業医

(3) 事業場の教職員のうち、環境安全衛生に関し経験を有する者

2 委員の定数は別に定めるものとする。

3 委員長を除く委員の半数は、事業場の教職員の過半数代表者が推薦した者とする。

4 委員の任期は1年とする。ただし、再任を妨げない。

5 第1項各号の委員に欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(任務)

第6条 委員会は、次の各号に掲げる事項を調査審議し、事業場の教職員及び学生等の環境安全衛生の確保のために、事業場の長に対して意見を述べるものとする。

(1) 教職員及び学生等の環境安全衛生の確保を図るための基本となるべき対策に関すること。

(2) 教職員及び学生等に係る事故・災害及び健康障害を防止するための基本となるべき対策に関すること。

(3) 教職員及び学生等に係る事故・災害及び健康障害の原因及び再発防止対策で、安全衛生に係るものに関すること。

(4) 前三号に掲げるもののほか、教職員及び学生等に係る事故・災害及び健康障害の防止、健康の保持増進に関する重要事項

2 委員長は、第1項各号に掲げた調査審議結果を、事業場の長に報告するものとする。

(開催及び議長)

第7条 委員長は、委員会を月に一回以上開催するものとする。

2 委員長は、委員会の議長となる。

3 委員長は、委員長を除く半数以上の委員が委員会の開催を求めた場合は、開催請求のあった日から五日以内に、委員会を開催しなければならない。

(審議事項の尊重)

第8条 事業場の長は、委員会で審議された事項を尊重し、事業場の教職員及び学生等の環境安全衛生管理に係る措置を講ずるものとする。

(委員以外の出席)

第9条 委員長は、必要があると認めるときは、関係者を出席させることができる。

(補則)

第10条 この規則に定めるもののほか、事業場の実状に応じ、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会の定めるところによる。

附 則

この規則は、平成18年4月14日から施行し、改正後の東京大学柏地区衛生委員会規則は、平成18年4月1日から適用する。

附 則

この規則は、平成20年4月17日から施行し、改正後の東京大学柏地区衛生委員会規則は、平成20年4月1日から適用する。

附 則

この規則は、平成22年5月20日から施行し、改正後の東京大学柏地区安全衛生委員会規則は、平成22年4月1日から適用する。